

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額は次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、別表の額とする。
 - (2) 前号により難い正会員については、経済的事情又は病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、正会員会費を免除することができる。
 - (3) 正会員が年度途中で加入した場合には、別表に定める額を12で除し、当該年度の加入月数を乗じた額とする。
- 2 年度の途中で退会した者の会費は、これを返却しない。

(会費の納入)

第3条 会費は、毎年1回4月末日までに納入するものとする。

- 2 事業年度の途中で入会した会員は、入会の承認を受けた日の属する月の末日までにその事業年度の会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第4条 会費は、毎事業年度におけるその合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附則 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別 表

種 別	会 費 額
正 会 員	年額 1, 200円
特 別 会 員	年額 1, 200円
賛 助 会 員	1口 1, 000円